

旭川地域児童デイサービス等連絡協議会 会則

(名称)

第1条 本会は旭川地域児童デイサービス等連絡協議会(以下旭児連という)と称する。

(目的)

第2条 会員相互の連携・交流の強化を図りながら、発達や成長の遅れもしくはその可能性のある児童及びその家族への支援充実に向けて地域ネットワークの構築に務める。

2 福祉サービスの質の向上を目指して会員相互が支援ノウハウを共有し合い、事業所間格差のない一定レベルの支援が受けられる地域づくりを目指す。

3 法令を順守し適正な事業所経営に取り組むことに会員相互が協働する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携及び交流を深める事業
- (2) 協議会の活動を普及啓発する事業
- (3) 会員及び関係者の資質向上に関する事業
- (4) 関係機関及び団体との連携に関する事業
- (5) 行政機関等との連絡・調整及び政策提言
- (6) その他、旭児連の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する正会員、個人会員、賛助会員をもって組織する。

2 正会員とは会費を納入した次の者をいう。

- (1) 旭川市及び近郊町村の児童発達支援並びに放課後等デイサービス事業所及び施設
- (2) その他、療育及び発達支援に関する機関

3 個人会員とは施設や事業所、特別支援学校等で支援にあたる個人で、定められた会費を納入した者をいう。

4 賛助会員とは旭児連の趣旨に賛同する企業及び個人で、定められた賛助会費を納入した者をいう。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名
- (6) 運営委員 若干名

2 会長、副会長、事務局長、会計を役員と称し、総会において正会員から互選により選任する。

- 3 監事は運営委員に選出された正会員の中から選出し、総会において承認を得る。
- 4 運営委員は別表に定める関係団体から選出された者と正会員の中から選任する。

(役員・運営委員の選出及び方法)

第6条 役員は自薦及び他薦のあった者について、総会において互選により選出する。

- 2 事務局は、役員改選時期の1ヶ月前までに、自薦及び他薦、事務局一任の意思を確認し総会に諮る。
- 3 任期途中の退任による欠員の後任については、この限りでない。
- 4 正会員である運営委員は、役員会にて選出する。
- 5 関係機関である運営委員の選出については、総会にて承認された機関とする。

(役員職務)

第7条 前条の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、必要な際に代理として会務を統括する。
- (3) 事務局長は、活動に係る事務を掌理する。
- (4) 会計は、会計一切を掌理する。
- (5) 監事は本会の会計を監査する。
- (6) 運営委員は運営委員会において会の活動に意見を述べる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 本会の会議は総会、役員会、運営委員会とし、必要に応じて部会を設けることができる。

(総会)

第10条 本会の総会は会長が招集し、毎年1回開催する。

- 2 総会は次の事項を承認する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員選任
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他、本会の運営に関する重要な事項
- 3 総会の議長は、出席正会員、個人会員の中から選出する。
- 4 総会の開催は、正会員数の3分の2の出席をもって成立し、欠席会員については委任状の提出をもって出席とみなす。

(役員会)

第 11 条 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計をもって構成し、会務執行上の必要な事項を決議する。

- 2 役員会は、会長が招集しその議長となる。
- 3 役員会は、旭児連の実務、運営に関する事項を審議し執行する。
- 4 役員会には、会長が認めた場合は運営委員及び会員を出席させることができる。
- 5 議決は出席者の過半数をもって決する。

(運営委員会)

第 12 条 運営委員会は役員及び運営委員で構成し、必要に応じてオブザーバーを参加させることができる。

- 2 運営委員会は会長が招集し、地域課題の共有及び旭児連の運営について意見を聞く場とする。
- 3 委員会開催回数は年 1 回以上とする。

(部会)

第 13 条 本会には、第 3 条の事業を行うために部会を設置することができる。

- 2 部会の構成、組織及び運営は役員会で定める。

(オブザーバー)

第 14 条 本会には、活動について意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは協議会の求めにより、総会及び運営委員会に出席することができる。

(顧問)

第 15 条 顧問は、総会に諮って会長がこれを委嘱することができる。

(会計)

第 16 条 本会の運営に関する費用は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わる。
- 3 会費は総会に諮って定める。

(加入手続き並びに会員資格の確認)

第 17 条 所定の用紙に必要事項を記入して事務局へ提出、会費の納入確認をもって新規会員とする。

- 2 年度更新時における会員資格の確認については、5 月末までの会費振込をもって行う。
- 3 上記までに入金の確認出来ない場合、事務局からの文書による継続意思確認を行い、それによっても意思表示がない場合については、9 月末日をもって名簿から一旦削除する。
- 4 上記期限以降の失念による未納事業所の取り扱いについては、入金確認が取れ次第名簿を復活するものとする。

(退会並びに除名に関する事)

第 18 条 会の退会を希望する場合は、退会届にてその意思を事務局に伝えるものとする。

- 2 会費未納による名簿からの削除は、加盟継続の意思が1年以上確認出来ない時点で、退会届によらずに退会したものとみなす。
- 3 反社会的行為及び法律に違反した場合、もしくは、会の目的に反する行為や業界への悪影響を及ぼすと判断した事業所については、臨時総会に諮り除名処分を行う。
- 4 除名処分を受けた事業所及び法人の再加入については、総会に諮って決定する。

(事務局)

第19条 本会の円滑な運営のために事務局を事務局長所在地に置く。

住所：旭川市新富2条2丁目9番2号 タンブリング内

- 2 事務局に事務局長、その他の事務局員をおく。

(会則の変更)

第20条 この会則は、総会において出席者の承認を得て、変更することができる。

(その他)

第21条 本会則に定めのない事項については、役員会の中で諮り決める。

付則 この会則は平成23年4月24日から施行する

この会則は平成27年4月26日改正施行する

この会則は平成28年4月24日改正施行する

【別表】 運営委員選出機関

| 機 関 名 | |
|--------------------------|---------------------|
| かみかわ相談支援センター ねっと | 北海道広域相談支援体制整備事業委託機関 |
| 発達障害者支援道北地域センター きたのまち | 北海道発達障害者支援事業委託機関 |
| 旭川市障害者総合相談支援センター あそーと | 旭川市相談支援事業委託機関 |